

## 建物を解体するときは

## 必ず上下水道課に申込みをお願いします！

建物の解体に伴い、給水装置を撤去する場合は  
『給水装置工事の申込み』が必要です。

解体業者は給水装置の撤去工事を行うことはできません※。  
必ず本市が指定した『指定給水装置工事事業者』に諸手続きや工事を  
依頼して下さい。

※解体業者が指定給水装置工事事業者である場合は除きます。

### 【事前調査や申込みをしないと…】

- ▼給水装置工事の申込みをしない『無届工事』は条例違反です。さらに配管等を撤去した情報  
が給水台帳に登録されず、所有者等の不利益となる場合があります。
- ▼事前調査をせず解体工事を行い、水道管を破損し、漏水させる事故が多発しています。  
漏水させた場合は、損失料金を請求いたします。

### 【解体工事をする前に…】

- ▼上下水道課窓口で引込み位置を確認して下さい（無料／電話、FAX 等での照会は不可）。  
なお、宅内配管図(給水台帳)を照会する場合は所有者等の『委任状』が必要です。
- ▼現地調査を行う、または土地・建物の所有者等への埋設状況の聞き取りをして下さい。
- ▼解体工事で水道の使用を開始する場合は、指定給水装置工事事業者を通じて開栓の手続  
きをして下さい。

### 【解体工事をしたら…】

- ▼指定給水装置工事事業者に依頼し『給水装置撤去届』を提出して下さい。様式は当市のホ  
ームページでダウンロードできます。  
※解体後も引き続き水道を使用し、建替工事を行う場合は提出不要です。
- ▼解体後、水道を使用する予定がない場合は、給水装置撤去届の提出にあわせてメーターを  
返却し、閉栓の手続きをして下さい。メーターを返却せず紛失した場合は、弁済代金を請  
求いたします。